本長官は、更に、この書簡及び日本国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡がＰＬＯと日本国政府との間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年二月十七日にラマッラで

パレスチナ解放機構
パレスチナ暫定自治政府のために
ワーエル・ザクート

パレスチナ関係担当大使兼
対パレスチナ暫定自治政府
日本国政府代表事務所長
荒池克彦閣下

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（パレスチナ側書簡）

本使は、更に、日本国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が日本国政府とパレスチナ解放機構との間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年二月十七日にラマッラで

パレスチナ解放機構
パレスチナ暫定自治政府のために
ワーエル・ザクート閣下

○外務省告示第二百五十六号

令和七年二月二十四日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国における帰還民及び国内避難民受入れ地域における生計向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合難民高等弁務官事務所との間に行われた。

令和七年七月三日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　帰還民及び国内避難民受入れ地域における生計向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　九億二千九百万円

3　贈与の供与期限　令和八年二月二十八日

4　署名者

日　本　側　黒宮貴義在アフガニスタン大使館大使

国際連合難民高等弁務官事務所側　アラファト・ジャマル在アフガニスタン事務所代表

令和七年七月三日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百五十七号

令和七年五月三十日に東京で、円借款の供与に関する次の二の書簡の交換がバングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

令和七年七月三日

外務大臣　岩屋　毅

（円借款の供与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、バングラデシュ人民共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とバングラデシュ人民共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　六百億円（六〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、経済改革及び気候変動に対する強靱性強化のための開発政策借款として、バングラデシュ人民共和国政府による経済改革及び気候変動対策のための計画（以下「計画」という。）においてバングラデシュ人民共和国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、バングラデシュ人民共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、バングラデシュ人民共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、年二パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後一年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、バングラデシュ人民共和国政府の権限のある当局が、バングラデシュ人民共和国の経済の安定及び開発努力を促進することを目的として、将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

4　バングラデシュ人民共和国政府は、バングラデシュ人民共和国政府の名義で開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に相当する額をバングラデシュの通貨で振り替えるための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、バングラデシュ人民共和国政府の国家予算に編入され、計画の実施を支援するために使用される。

5　バングラデシュ人民共和国は、借款に基づく生産物又は役務の調達が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続が適用できない場合又は当該手続を適用することが適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って実施されることを確保する。

6　バングラデシュ人民共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　バングラデシュ人民共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してバングラデシュ人民共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

8　バングラデシュ人民共和国政府は、借款が適正に、かつ、専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保するために必要な措置をとる。

9　バングラデシュ人民共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　借款の使用及び計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びバングラデシュ人民共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年五月三十日に東京で

バングラデシュ人民共和国駐在
日本国特命全権大使　齋田伸一

日本国駐在
バングラデシュ人民共和国
特命全権大使
ムハンマド・ダウド・アリ閣下

（バングラデシュ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、更に、バングラデシュ人民共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年五月三十日に東京で

日本国駐在
バングラデシュ人民共和国
特命全権大使
ムハンマド・ダウド・アリ

バングラデシュ人民共和国駐在
日本国特命全権大使　齋田伸一閣下

（円借款の供与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、バングラデシュ人民共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して